

2010年9月10日

## 法科大学院の評価に関する研究会レジュメ

弁護士  
大宮法科大学院大学教授  
久保利 英明

### 1. 法曹養成制度構築上の根本的欠陥

- ① 韓国の法科大学院が
  - i. 司法研修院の廃止
  - ii. 法科大学院設置大学における法学部の廃止
  - iii. 修学年限を一律3年とし、既修者コースは設置しないというドラスティックな改革を伴ったのに対し、司法制度改革審議会意見が中途半端な制度改良に終わったこと
  
- ② 司法制度改革審議会の意見書提出後、検討会は開かれたものの、具体的制度設計が法務省と文科省という既存の司法と教育担当省庁に全面的に任されてしまったため、法科大学院独自の教育システムはないがしろにされ、法学部や法務研究科をベースにした大学院教育に止まった。  
また、司法研修所の変革は期間の短縮と実務庁での修習の重視に止まり、訴訟活動を中心とする旧来型の法曹三者の育成が基本とされた。多様な法曹が国民の社会生活上の医師として厚い層として存在するという法科大学院の理念と具体的養成制度が分裂した。
  
- ③ このため
  - i. 法学部と法曹養成教育の分離が図られず
  - ii. 司法試験問題が従来同様法律知識の確認に主眼が置かれ
  - iii. 司法研修所の教育内容も裁判官・検察官としては必須でも弁護士としては活動の一部に過ぎない訴訟中心のカリキュラムのままとなり
  - iv. 企業法務や公務員としての活動など弁護士の職務の新しい展開などについて進展しなかった。司法制度改革審議会の理念を如何に取り入れるかが、旧来の法曹三者と文科省という従来の延長線上でのみ検討され、新しい法曹の役割や資質を問題にすることなく決定された。

## 2. 法曹養成制度運用上の問題点

- ① 法科大学院が専門職大学院として位置づけられ、当初設立認可に当たっては大学院の教員資格たる㊦が要求された結果、実務家教員が設置当初基本科目の教員となることが出来ず、結果として研究者教員のみでスタートしたことから、法学部との差異がなくなり、既修者にはもの足りず、未修者には理解しがたいものであったことから、予備校に通う学生が発生した。一般的に言えば実務家教員の方が研究よりも教育に熱意を持ち、学生をクライアントと考える性癖から法科大学院の教員としては適性が高いのではないだろうか。教員の資格認定はもっと緩やかであるべきであった。
- ② 大半の法科大学院の教育が既修者中心のため、未修者は1年間で既修者に追いつくことが求められ消化不良を起こすと共に自信を喪失している。司法試験は法律・判例の記憶力中心の短答式が維持されるなど、他学部出身や社会人経験の利点は考慮されないため、理系や語学系を中心とした未修者の合格率は低率である。このため、未修者の法曹志望者は激減の一途をたどり、法曹の多様性を力説した意見書の要請とは逆の方向へと進んでいる。法曹の多様性を確保するために司法試験の見直しと、法科大学院の既修者コースの廃止ないしは減少、そして、既修者コースと未修者コースを併設する場合は、2年時からの既修・未修混合クラス編成は禁止されるべきである。
- ③ 司法研修所は訴訟中心の教育機関であるが、訴訟事件についての弁護士不足は必ずしも現実化していない。事件数の推移や裁判官の増員状況を見ても、司法制度改革審議会が要望した毎年3000人の法曹の全てが訴訟活動を専門にする必要はない。訴訟弁護士になろうとするものが習得すれば十分な訴訟技術や高度の訴訟法教育を、全員強制的に、且つ無給で、職務専念義務まで課して実施する合理性はないのではなかろうか。  
その意味で司法研修所での修習を任意とする運用も検討されるべきである。